

提出された陳情は以下のようになりました

陳情名	陳情内容	陳情者	委員会の意見・結果	結果
第1号 柔道競技場 (練習場)に関する要望書	新体育館建設計画では剣道場と柔道場の併設使用を予定しているが、必要に応じて柔道場の全面使用が可能となるように追加量を要望する	青森県柔道連盟 会長 笹木正信	(教育民生常任委員会付託) 今後、詳細を協議していく中で新体育館がより活用されるように議論することが必要と考えられるため採択すべき	採択
第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について(ご依頼)	現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末で失効するため、引き続き総合的な過疎対策を充実強化する内容の意見書を関係機関へ提出するよう要望する	全国山村過疎地域振興連盟 支部長 山田 年伸	(総務常任委員会付託) 過疎対策事業債は公共施設の整備やソフト事業に活用されており、市にとっては重要な財源であるため、これを採択し、意見書案を本会議に提出する	採択

議員発議

発議第1号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)

令和3年3月末をもって失効となる過疎地域自立促進特別措置法は、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興に一定の成果を上げている。今後も引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であるため、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。



総務常任委員会
委員長 田中 透

この意見書案は全会一致で可決され、議長名で総理大臣ほか関係行政庁へ送付されました。

意見書とは…

国などに「思い」を伝える意見書

議会は当該自治体の公益に関する事件について、国会または関係行政庁に意見書を提出することができます(地方自治法第99条)。

議会が持つ権限や機能は、その自治体について発揮されますが、いくら自治体の利害に関することであっても国や県の権限であるものについては、議会の権限外であるため、直接的には手を下すことができません。

ただ、国会や関係行政庁に対して、「わが自治体のために、〇〇をしてほしい」、または「〇〇をすべきだ」という思いを意見書という形で伝えることができます。

